au　算式の符号中 ao に同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

av　au に係る標準税率

aw　算式の符号中 aq に同じ。この場合において、同符号中「ao」とあるのは「au」と、「0.5」とあるのは「0.875」とそれぞれ読み替えるものとする。

α　（一）算式の符号αと同じ。

㈡　不動産取得税

次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.0225＋Ｂ×（0.0225－Ｃ×0.75）＋Ｄ×0.030＋Ｅ×（0.030－Ｆ×0.75）＋Ｇ×0.0225×α＋Ｈ×（0.0225－Ｉ×0.75）×α＋Ｊ×0.030×α＋Ｋ×（0.030－Ｌ×0.75）×α

算式の符号

Ａ　課税免除等の特例規定の適用を受ける土地の課税免除に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものを除く。

Ｂ　課税免除等の特例規定の適用を受ける土地の不均一課税に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るものを除く。

Ｃ　当該都道府県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.015に満たないときは0.015とする。

Ｄ　課税免除等の特例規定の適用を受ける家屋の課税免除に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものを除く。

Ｅ　課税免除等の特例規定の適用を受ける家屋の不均一課税に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るものを除く。

Ｆ　当該都道府県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.02に満たないときは0.02とする。

Ｇ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける土地の課税免除に係る課税標準額

Ｈ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける土地の不均一課税に係る課税標準額のうち、同条第１号の措置に係るもの

Ｉ　当該都道府県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

Ｊ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける家屋の課税免除に係る課税標準額

Ｋ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける家屋の不均一課税に係る課税標準額のうち、同条第１号の措置に係るもの

Ｌ　当該都道府県がＫに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超

㈡　不動産取得税

次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.0225＋Ｂ×（0.0225－Ｃ×0.75）＋Ｄ×0.030＋Ｅ×（0.030－Ｆ×0.75）＋Ｇ×（0.0225－Ｈ×0.75）×α＋Ｉ×（0.030－Ｊ×0.75）×α

算式の符号

Ａ　課税免除等の特例規定の適用を受ける土地の課税免除に係る課税標準額

Ｂ　課税免除等の特例規定の適用を受ける土地の不均一課税に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものを除く。

Ｃ　当該都道府県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.015に満たないときは0.015とする。

Ｄ　課税免除等の特例規定の適用を受ける家屋の課税免除に係る課税標準額

Ｅ　課税免除等の特例規定の適用を受ける家屋の不均一課税に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものを除く。

Ｆ　当該都道府県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.02に満たないときは0.02とする。

Ｇ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける土地の不均一課税に係る課税標準額のうち、同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るもの

Ｈ　当該都道府県がＧに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

Ｉ　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける家屋の不均一課税に係る課税標準額のうち、同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るもの

Ｊ　当該都道府県がＩに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

α　前号（一）算式の符号αと同じ。